

議案第 23 号

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正

飛驒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例

飛驒市消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第243号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書き中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長、筆頭副団長 及び副団長	円 13,340	円 14,170	円 15,000
分団長及び副分 団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団 員	10,000	10,840	11,670

備考

- 1 事故発生に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級とする。

- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた飛驒市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

飛騨市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事してことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事してことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>1万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号まで</u> _____のいずれかに 該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>_____</p> <p>(1) 略</p>

- (3) 略
 (4) 略
 (5) 略
 (6) 略

4 略

第6条～附則 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長、筆頭 副団長及び 副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 14,500
分団長及び 副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長 及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級とする。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

- (2) 略
 (3) 略
 (4) 略
 (5) 略

4 略

第6条～附則 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長、筆頭 副団長及び 副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>
分団長及び 副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>
部長、班長 及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級とする。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について									
担当部	消防本部									
提案理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正									
制定改廃の根拠等	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）が令和8年2月6日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。									
条例の概要	<p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）別表第4イ公安職俸給表（一）が改正された。</p> <p>また、昨年成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下「旧改正法」という。）第2条により、給与法第11条における扶養手当の規定が改正されたが、同条については旧改正法附則第6条において経過措置が定められており、当該経過措置は令和8年3月31日に終了する。</p> <p>これらを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）において、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（給与法別表第4イ公安職俸給表（一）を参考に算出しているもの）、及び扶養に係る補償基礎額の加算額（給与法第11条を参考に算出しているもの）が改正されるため、所要の改正を行うもの。</p> <p>（補償基礎額）</p> <p>第5条第2項第2号</p> <p>消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。</p> <p>改正後の別表 補償基礎額表</p> <p>別表（第5条関係）補償基礎額表 （単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤続年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>			階級	勤続年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
階級	勤続年数									
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上							

団長、筆頭副団 長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副 分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び 団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考：() 内書は現行の補償基礎額

改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額

基準条例第2号 第3項における 号	区 分	令和7年度	令和8年度
		加算額 (日額)	加算額 (日額)
第1号	配偶者 (婚姻の届出をしない が、事実上婚姻関係と 同様の事情にある者を 含む。	100円	廃止
第2号	22歳に達する日以後の 最初の3月31日までの 間にある子	383円	433円
第3号	22歳に達する日以後の 最初の3月31日までの 間にある孫	217円	217円
第4号	60歳以上の父母及び祖 父母		
第5号	22歳に達する日以後の 最初の3月31日までの 間にある弟妹		
第6号	重度心身障害者		

	<p>経過措置</p> <p>適応については、条例施行日以降に支給すべき事由の生じた「損害補償」（飛騨市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項）及び施行日前に支給すべき事由の生じた日以降の期間に係る「傷病補償年金」（同条第4条第3号）、「損害補償年金」（同条第4号ア）及び「遺族補償年金」（同条第6号ア）について適用する。</p> <p>条例施行日前に支給すべき事由の生じた「損害補償」（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた日以前の期間に係る傷病補償年金等については、従前の例による。</p>
市民への影響等	非常勤消防団員等の災害補償が手厚くなる。
施行日	令和8年4月1日
備考	